

5 法律行為

16-1 法律行為とは何か

法律行為＝法律効果を発生させようとする行為で、意思表示によって行われるもの

法律行為＝人が私法上の権利の発生・変更・消滅（法律効果＝私権の変動）を望む意思（効果意思）に基づいてする行為であり、その意思表示の求めるとおりの法律効果を生じさせるものをいう。

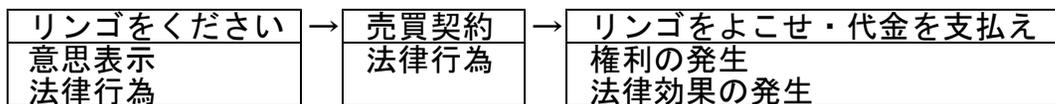
法律行為（意思表示）→発生→法律効果（権利の発生・変更・消滅＝私権の変動）

- * 私法＝私人間の関係を規律する法。民法、商法など。
- * 公法＝国家等の公権力と私人の関係を規律する法。憲法、行政法など。

法律効果＝権利の発生・変更・消滅＝私権の変動＝具体的な事実が法律要件を充足することによって生じる、法規範が定める法的な効果である。

法的要件＝一定の法律効果を生じるため要求される事実

* 法規範＝規範（きはん）とは、「～である」と記述される事実命題に対し、「～べきである」と記述される命題ないしその体系をいう。法規範や社会規範がその典型であり、道徳や倫理も規範の一種である。



第5章 法律行為	{	第1節 総則
		第2節 意思表示
		第3節 代理
		第4節 無効・取消
		第5節 条件・期限

16-2 法律行為の種類

法律行為	{	単独行為・契約という分類法
		要式行為・不要式行為という分類法
		債券行為・物権行為という分類法

<数>

- * 単独行為＝一人の人間の一個の意思表示によって成立する法律行為
- * 契約＝相対立する2個以上の意思表示の合致によって成立する法律行為

<形式>

- * 要式行為＝意思表示に一定の形式が必要な法律行為
- * 不要式行為＝意思表示に一定の形式を必要としない法律行為

<権利>

- * 債券行為＝債権を発生させる法律行為
- * 物権行為＝物件の発生・変更・消滅を生じさせる法律行為

17-1 法律行為の解釈とは何か

法律行為の解釈＝はっきりしない法律行為の内容を明確にすること＝慣習・信義則・条理を考慮したり、任意規定を適用して当事者の真意の探求すること

- * 慣習＝ある集団に共有される日常的な反復行為
- * 信義則＝信義誠実の原則（しんぎせいじつのげんそく）のことで、相互に相手方の信頼を裏切らないよう行動すべきであるという法原則。
- * 条理＝社会生活における物事の道理、筋道
- * 任意規定＝公の秩序に関しない規定で、当事者の意思表示が優先される規定。契約などによって変更することが認められている規定。債券の契約に関する条文に多い。
- * 強行規定＝公の秩序に関する規定で、当事者の意思如何にかかわらず適用される規定。物件の契約に関する条文に多い。
- * 公の秩序＝国家・社会の秩序ないし一般的な利益

法令の規定	{	強行規定（強行法規）
		任意規定（任意法規）

- * **公序良俗**＝公の秩序または善良の風俗
- * 善良の風俗＝社会の一般的な道徳・倫理についての考え方や規律

第90条

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

解説

公序良俗違反の例としては、殺人請負契約、愛人契約、暴利行為（原野商法）など要するに反社会的なもの。

本条違反の無効は絶対的無効。追認は許されないし、善意の第三者も保護されない。

履行されると原状回復が許されない。不法原因給付（708）となる。

【判例】 「賭博の返済目的のためにお金を貸して」と言われてお金を貸したら（金銭消費貸借契約）

本条違反となる＝返してと言えない。動機の不法という。

【判例】 建築基準法に違反する建物建築請負契約を「著しく反社会的」として無効とした判例（H 24）

がある。最近の判例で宅建に関係があるので出題されるかも。

【判例】 公序良俗違反となるかどうかを判断する基準時は、その行為時である。

例えば、行為時に違反してなかったなら、その後、公序が変化して違反にあたることになったとしても有効である。

H6 問 2

H9 問 7

H6問2

Aは、「近く新幹線が開通し、別荘地として最適である」旨のBの虚偽の説明を信じて、Bの所有する原野（時価20万円）を、別荘地として2,000万円で購入する契約を締結した。この場合、民法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

- 1 Aは、当該契約は公序良俗に反するとして、その取消しを主張するとともに、Bの不法行為責任を追及することができる。（公序良俗は無効）
- 2 Aは、無過失のときに限り、法律行為の要素に錯誤があるとして、その無効を主張することができる。（誤謬による無効の主張）
- 3 Aは、当該契約の締結は詐欺に基づくものであるとして、その取消しを主張することができるが、締結後20年を経過したときは、取り消すことができない。（瑕疵ある意思表示の取り消し）
- 4 Aが被保佐人であり、保佐人Cの同意を得ずに当該契約を締結した場合、Cは、当該契約の締結にはCの同意がないとして、その無効を主張することができる。（制限行為能力者の法律行為の取り消し）

正解 3

解説

1. 公序良俗に反する行為は無効。取り消しができない問題ではない。
2. Bの法律行為の要素（内容）に錯誤があり、Aに重大な過失がなければ、無効を主張できる。つまり、Aは重過失がなければ、無過失である必要はない。
錯誤の主張をする要件
 1. その錯誤がどの段階で生じているか？ → 動機の錯誤は×
例外・動機が表示されている場合は○
 2. その錯誤が重要な部分(要素)で起きているか？ → 軽微な勘違いは×
 3. 本人に重大な過失はないか？ → 著しい不注意による勘違いも×
例外・相手方が悪意の場合、相手方の詐欺による錯誤の場合は○
3. その通り
4. 被保佐人が、保佐人の同意を得ずに行った法律行為（契約）は取り消すことができるが、無効ではない。無効なのは意思無能力者の法律行為だけ。

H9問7

不当利得に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 A所有の不動産の登記がB所有名義となっているため固定資産税がBに課税され、Bが自己に納税義務がないことを知らずに税金を納付した場合、Bは、Aに対し不当利得としてその金額を請求することはできない（不当利得の返還）。
- 2 建物の所有者Cが、公序良俗に反する目的でその建物をDに贈与し、その引渡し及び登記の移転が不法原因給付である場合、CがDに対しその返還を求めることはできないが、その建物の所有権自体は引き続きCに帰属する。（不法原因給付）
- 3 Eは、F所有のブルドーザーを賃借中のGから依頼されて、それを修理したが、Gが倒産したため修理代10万円の取立てができない場合、ブルドーザーの返還を受けたFに対し不当利得として10万円の請求をすることができる。（三角関係的不当利得）
- 4 土地を購入したHが、その購入資金の出所を税務署から追求されることをおそれて、Iの所有名義に（仮装）登記し土地を引き渡した場合は不法原因給付であるから、Hは、Iに対しその登記の抹消と土地の返還を求めることはできない。（通謀虚偽表示の当事者間の無効）

解説

1. 不当利得は返還しなければならない。また返還を請求することができる。
2. 公序良俗に反する不法な売買契約によって上げた利益は不当利益となるが、不法の原因のため給付した者は、その給付を返還請求できない。ただし、不法の原因が受益者にのみあるときには別。
3. その通り
4. 不法原因給付をした者は給付の返還請求ができないが、この通謀虚偽表示は不法原因給付には当たらず、通謀虚偽表示の当事者間の無効が成立し、登記の抹消と土地の返還を請求できる。

平成10年問8の2

Aは、A所有の建物についてBに売却し、BはAから建物の売却を受けて入居したが、2ヵ月経過後に売買契約が解除された。この場合、Bは、Aに建物の返還とともに、2ヵ月分の使用料相当額を支払う必要がある。(不当利得)

【正解：○】

契約解除により、A B双方が原状回復義務を負う。契約解除までにBが建物を使用収益して得た利益は不当利得とみなされるので、Bには返還義務がある。

善意の不当利得者の不当利得返還債務の履行遅滞に陥る時期又は消滅時効の起算点は、債務者が履行の請求を受けたときである。

【正解：×】

不当利得の返還債務は、法律の規定によって生じる期限の定めのない債務だから、履行の請求を受けたときから履行遅滞に陥り、債務発生のおきから消滅時効の起算が始まる。